

「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」実施要綱

令和2年2月7日制定

1 趣旨

転倒災害は休業4日以上¹の死傷災害の中で最も件数が多く、厚生労働省と労働災害防止団体は、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的とする「STOP！転倒災害プロジェクト」の取組を続けてきたところである。

神奈川労働局においては、厚生労働省の定める「STOP！転倒災害プロジェクト」実施要綱を基本としつつ、さらに効果的な推進を図るための取組事項を加えた「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」としての実施要綱を定め、実施するものとする。

「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川」が実効あるものとなるよう、6月及び2月を重点取組期間とし、基本的な転倒災害防止対策の確認、徹底を行うこととする。

重点取組期間のほか、各労働基準監督署においては管内の積雪や凍結による転倒リスクが上昇する状況に応じて、冬季取組期間を随時設定できるものとする。

2 主唱者

神奈川労働局及び神奈川県内の各労働基準監督署

3 実施者

各事業場

4 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、以下の対策を展開する。

(1) 視聴覚教材を含む転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布

特に、厚生労働省作成の動画「飲食店、小売業向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材」及び「社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材」並びに神奈川労働局作成の動画「ころば^{ない}っす^すかながわ体操」の視聴勧奨による、労働者への繰り返し²の注意喚起の要請

(2) ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知

- (3) 「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」を効果的に推進するための、サービス業などの第三次産業を会員とする各種団体等への協力要請
- (4) 「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」パンフレットにあるチェックリストを活用した事業場（特にサービス業などの第三次産業）への指導
- (5) 地方公共団体及び転倒災害防止対策に有効な情報を有する団体等との連携
- (6) 管内の各労働災害防止団体に対して次の事項を実施するよう要請
 - ① 会員事業場等への周知啓発
 - ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
 - ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
 - ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
 - ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

5 実施者の実施事項

- (1) 重点取組期間に実施する事項
 - ① 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - ② 「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川」パンフレットにあるチェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認
- (2) 一般的な転倒災害防止対策
 - ① 作業通路における段差や凸凹、突起物、継ぎ目等の解消
 - ② 4S（整理、整頓、清潔、清掃）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
 - ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
 - ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
 - ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
 - ⑦ 視聴覚教材等（厚生労働省作成の動画「飲食店、小売業向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材」及び「社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材」等）を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起
 - ⑧ 事業場内の高年齢労働者（特に女性）が就業する場所を確認し、上①～⑦の事項及び次に示す高年齢労働者安全衛生対策ガイドライン（仮称）実施事項の重点的な実施

【高齢労働者安全衛生対策ガイドライン（仮称）が適用される予定の、高齢労働者を使用する事業者が実施すべき転倒災害防止対策】

- ① 全般的事項（転倒以外の安全衛生対策も含めたもの）
 - ア 経営トップによる方針表明及び体制整備
 - イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
- ② 職場環境の改善
 - ア 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - (ア) 視力や暗順応への配慮として通路を含めた作業場所の照度の確保、照度が極端に変化する場所や作業の解消
 - (イ) 通路の段差の解消（スロープ化）
 - (ウ) やむをえない段差など危険箇所への安全標識等の掲示
 - (エ) 床や通路の滑り防止（防滑素材（床材、階段用シート）の採用、滑りにくい靴の支給、滑りの原因となる水分・油分のこまめな清掃）
 - (オ) 階段への手すりの設置
 - イ 高齢労働者に配慮した作業管理
身体（腰部や下肢）に過度の負担がかかる作業に対する作業方法の改善、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用
- ③ 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - ア 雇入時及び定期的健康診断の確実な実施や地域の健康診断の活用を通じて、健康状況を把握（労働者自らも把握・理解）
 - イ 安全で健康に働くための体力チェック（次の（ア）～（ウ）参照）による高齢労働者の状況の把握（労働者自らも把握・理解）
 - (ア) 労働者の気付きを促すため、介護予防の取組で行われる加齢による心身の衰え（フレイル）のチェック項目などの導入
 - (イ) 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」などの活用
 - (ウ) 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックの実施
- ④ 安全衛生教育
 - ア 高齢労働者に対し、自らの身体機能の低下が労働災害リスクにつながることへの自覚を促し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解させる。
 - イ 働き方や作業ルールに合わせた体力チェックを実施することを通じて、自らの身体機能を客観的に把握させる。
 - ウ 高齢労働者に多く見られる転倒災害は、何ものなさそうな場所で発生しており、安全標識や危険箇所の掲示に留意するとともに、わずかな段差等の周りの環境にも常に注意を払う必要があることに気付かせる。

⑨ 定期的な職場点検、巡視の実施

⑩ （必要に応じて）設備管理者への危険箇所の改善の要請

- ⑪ 転倒予防体操（神奈川県労働局作成の「ころばNICEかながわ体操」、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」掲載の転倒予防体操等）の励行
- (3) 冬季に、積雪や凍結による転倒リスクが上昇した場合の転倒災害防止対策
 - ① 積雪・凍結時季に入った際における実施事項
 - ア 地域の気象状況を踏まえ、労働者に対する事前の注意喚起
 - イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認
 - ② 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
 - イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
 - ウ 気象状況に応じた出張、作業計画の見直し
 - ③ 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底
 - ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止対策の実施
 - ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
 - エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
 - オ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨